

成年後見制度

1. 成年後見制度の概要

成年後見制度は精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。また後見人等に法的な立場を与えています。

2. 法の整備

後見関連4法の制定

3. 介護保険法と両輪

2000年4月から「介護保険制度」が導入され、「措置制度」から利用者が福祉サービスを自分自身で決定し、事業者と直接に「契約」をする流れとなりました。その為、判断能力が不十分で自分自身で決定できない方には支援する成年後見人等を付ける必要があり、成年後見制度が導入されました。この様に成年後見制度は介護保険制度と車の両輪の関係にあります。

4. 成年後見制度の基本理念

- ① 自己決定の尊重
- ② 残存能力の活用
- ③ ノーマライゼーション（社会で普通の生活を送ること）

5. 後見人制度の種類

- ① 法定後見制度
- ② 任意後見制度

6. 後見人の職務

- ① 財産管理
- ② 身上監護
- ③ 裁判所への報告

法の整備

1. 禁治産制度及び準禁治産制度の改正

①禁治産者 ⇒被後見人

②準禁治産者 ⇒被保佐人＊準禁治産者（浪費者）

※私有財産の処分の禁止が目的であった旧法から人権保護への転換

※夫婦の場合は保護者は配偶者のみで数も一人に限定していたのを改善した。

※100年ぶりの改正（2001（平成13年）年4月1日施行）

2. 後見類型

①被後見人（禁治産の改正）

精神上的の障害により判断能力を欠く常況に在る者

②被保佐人（準禁治産の改正）

精神上的の障害により判断能力が著しく不十分な者

③被補助人（新設）

精神上的の障害により判断能力が不十分な者

※障害の具体例として、認知症、中毒性精神病、知的障害、頭部外傷による高次脳機能障害などで、人格障害やびまん性レビー小体病は微妙とされている。

※被後見人・保佐人には資格制限がある。公務員、株式会社の取締役、監査役の就任、弁護士・医師などの職務、風俗営業・古物営業、印鑑登録（被後見人）

3. 任意後見契約に関する法律

任意後見契約は、本人が、任意代理人となってもらいたい人に対して、精神上的の障害によって判断能力が十分でない状態となってしまった場合に、財産管理を始めとして自分の生活や療養看護に関する事務の代理権を与える委任契約について定めた法律です。全13条からなる。

4. 市町村長の申立権

65歳以上の者・知的障害者・精神障害者等に対する適切な成年後見の開始を制度的に担保する観点から、老人福祉法・知的障害者福祉法・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の中に、補助・保佐・後見の開始の申立権を市町村長に付与する旨の規定を設けた。

5. 後見登記等に関する法律

戸籍への記載に代えて、原則として裁判所書記官又は公証人の囑託により、登記所に備える登記ファイルに法定後見及び任意後見契約についての所要の登記事項を記録するもの。
準禁治産者（浪費者）は従来通り戸籍に記録される。

法定後見の手続き

1. 家庭裁判所への申し立て

①申立書（定型の書式）

②本人関係の書類

戸籍謄本、登記されていないことの証明書、診断書及び付票 各1通

④成年後見人候補者（候補者がいる場合）関係の書類

戸籍謄本、住民票 各1通

⑤申立書付票

付票1は申立ての経緯など、付票2は代理権・同意見について

⑥本人に関する報告書

生活・健康、経歴、家族構成、財産目録、本人の収支状況報告書など

※申立を行う家庭裁判所は本人の住所地を管轄する家庭裁判所です。

※登記事項証明書は、東京法務局が発行する後見開始の審判等を受けていないか、あるいは既に受けているかについての証明書

※身分証明書は、本籍地の役所が発行する破産宣告を受けていない旨の証明書

※申立てができる人・・・本人、配偶者、四親等内の親族、後見（監督）人等、任意後見人、任意後見受任者、検察官、市町村長（老人福祉法32条）

2. 家庭裁判所の調査官による事実の調査

申立人、本人、成年後見人（保佐人、補助人）候補者が家庭裁判所に呼ばれて事情を聞かれます。

精神鑑定 ※鑑定費用は5～15万円

家庭裁判所は、原則補助開始の審判以外は本人の精神状況について医師その他適当な者に鑑定をさせます。

※東京家裁の場合、明らかに後見と思われる場合は鑑定しないことが多い。

3. 審判

申立書に記載した成年後見人（保佐人、補助人）候補者がそのまま選任されることが多いですが、場合によっては家庭裁判所の判断によって弁護士や司法書士等が選任されることもあります。

4. 審判の告知と通知

裁判所から審判書謄本をもらいます。

法定後見開始（東京法務局にその旨が囑託で登記されます）

5. 変更・終了

①住所変更等

「変更の登記」を申請する。オンライン登記もある。

②成年後見登記 辞任や解任

家庭裁判所の審判によって成年後見人の任務が終了した場合には、家庭裁判所の書記官から東京法務局に対して変更の登記が囑託されます。

③本人の死亡

成年後見人は後見終了の登記を法務局に申請する。

※成年後見人（またはその相続人）は、2ヶ月以内にその管理していた財産等の計算をしなければなりません。計算の結果を元に、就任時と同様に財産目録を作成し、家庭裁判所に提出します。

※財産等の計算は、後見監督人があるときは、その立会いを得て行う必要があります。成年後見人が計算の終了前に死亡したときは、成年後見人の相続人が財産等の計算をすべき義務を負います。

6. 後見開始までの期間と費用

①約1～3ヶ月の日数がかかる。

その期間に財産の保全を家庭裁判所に申請できる。保全処分と財産管理者の選任がなされる。

②申請時は10万円前後（鑑定が無い場合は1万円内）

申立ての費用は原則として申立人が負担することになります。

例外として、「特別な事情」がある場合には、家庭裁判所は、法定の費用負担者（申立人）でない関係人に費用の全部又は一部の負担を命じることができる（非訟事件手続法第28条）

③通常業務は月2万円から5万円程度の報酬

④特別な業務

身上監護の特別業務、訴訟、遺産分割調停、居所不動産の売却などは）は50万円から150万円。150万円を超える事例もある。

⑤助成金制度

成年後見制度利用支援事業は、地域支援事業交付金の事業の一つとして実施されている。市町村長による申請は市町村の支払いで行い、後に本人への請求となる。また助成金制度が市町村によっては設けられている。

法定後見人の職務

1. 法定後見人の仕事と責任

①後見制度の基本理念の実行

自己決定権の尊重・残存能力の活用・ノーマライゼーション

②心身・生活への配慮

成年後見人は、成年被後見人の生活・療養看護・財産管理事務を行うにあたり、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない（民法858条）。

※成年後見制度は、このような理念のもとに判断能力が不十分な方を法律的に保護する仕組みです。また、単に財産を管理するにとどまらず、被後見人の生活を支えること（身上配慮義務）も後見人の役割とされています。

※家庭裁判所は、被後見人の生活や財産の状況、後見人候補者と被後見人との関係、後見人候補者の状況などさまざまな事情を考慮した上、被後見人のために誠実かつ責任を持ってその職務を果たすことができる方を後見人に選任します。被後見人の財産が高額である、財産の状況が複雑である、親族の間で療養看護や財産管理の方針が食い違っているなどの場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家を後見人に選任することもあります。

2. 代理権・同意権・取消権の範囲

「成年被後見人」は、単独では《すべての法律行為》を行うことができないため、「成年後見人」が代行します（『代理権』）。また、「成年被後見人」である本人が行った《日常生活に関する行為以外の行為》を、取消することができます（『取消権』）。

その業務（代理権・取消権）は大別すると財産管理と身上監護に大別できます。

※取消の効果は契約時に遡りますので契約は初めから無効となります。また利益を得ている場合は現存している利益を返還しなければなりません。

※保佐人・補助人に関しては別紙を参照ください。

3. 財産管理

被後見人に代わって財産の管理を行います。財産を維持することだけでなく処分することも含まれており、その内容は日常生活の金銭管理から重要財産の処分まで多岐にわたります。

①印鑑、預貯金通帳の管理

ペイオフむに備え、1千万以上は他の銀行に移すか、「利息が付かない普通預金」に変えるなどの対策も必要になる。

②収支の管理

預貯金の管理、年金・給料の受取、公共料金・税金の支払いなど

③不動産の管理、処分

④貸地・貸家の管理

⑤遺産相続の手続き（本人が相続人の場合） 等

4. 身上監護

①医療に関する契約や支払に関すること全般

②介護等に関する契約

要介護の請求認定・不服申立・サービスの契約等

- ③住まいに関する契約
- ④施設に関する契約
- ⑤教育やリハビリに関する契約

5. 裁判所への報告

法定後見人の就任後1ヶ月以内に、財産目録・年間収支予定表を家庭裁判所に提出する。

後見人就職1年後に家庭裁判所に報告書を提出する。その後も1年ごとに報告書を提出する。

6. 裁判所への報酬付与の申立て

後見人等は、その事務の内容に応じて、本人(被後見人等)の財産の中から報酬を受け取ることができます。その場合には、家庭裁判所に報酬付与の申立てが必要です。

家庭裁判所は、後見人等の行った事務の内容や期間、本人の財産の額や内容を考慮して、後見人等に報酬を付与するのが相当かどうか、相当である場合には報酬の額を決定します。後払いになります。

※裁判所が決定した報酬額を不満とする即時抗告はできない。

※後見事務費（裁判所に提出する書類のコピー代、切手代、交通費ただし公共交通機関に限る）、各種手数料など、後見人の仕事をする上で発生する実費)は本人の財産から支出できる。

※後見開始審判の申立て時の費用は原則は申立人の負担になります。

7. 後見人のできないこと

①一身専属的行為

成年後見人等は、遺言のように、法律上、その本人しかできない行為（一身専属的行為）については権限がありません。

②医療行為の代諾

医療行為に関しては、成年後見人等は代諾（同意権、拒否権）はありません。親族の代諾を得るようにする。

③福祉施設等契約時の身元保証人

後見人は、本人の財産から本人の生活や治療に必要な費用を支払う義務はありますが、施設費用や入院費用について、後見人が個人として保証すべき義務はない。

施設費用や入院費等については、支払手続は責任を持って行うが保証人になれないとことを、十分によく説明して、施設や病院の了解をえるべきです。単に支払手続きをする人、あるいは請求書の送付先としての登録を求める方法もあります。

8. 条件付きで後見人ができること

① 事実行為

成年後見人等（保佐人、補助人）の“代理権”“同意権”とは“法律行為”のことを指し原則は“事実行為（下記）”は含まれません。よって事実行為は報酬の対象ではありません。

法律行為に付随する事実行為は認められることがあります。（下記に例）

※法律行為とは、何か物を買う時にする契約とか、病院や施設に入るときに行う入院、入所の契約、ヘルパー事業所と契約などをするを指します。

※事実行為とは、掃除や洗濯、買い物など、家事行為や荷物を届けたりなどする行為を指します。

※法律行為に付随する事実行為

介護施設へ入所するような場合の施設の調査・選定などの契約を締結する際の調査や契約の履行状況を確認、身上監護業務遂行上不可欠な親族等との連絡調整、その他契約の履行に関する追跡調査など。

② 家庭裁判所の許可が必要なもの

居住用財産を処分する場合は、家庭裁判所の許可を得ることが必要。

※ここでの居住用財産の定義は主に不動産をさし、①被後見人が現に居住している（居住していた）不動産 ②将来居住する可能性のある不動産 ③過去に被後見人の生活の本拠であった不動産（ケースにより家庭裁判所の判断が必要）をい
※処分とは「賃貸する」「借りていた居住用不動産の賃貸借契約の解約をする」「居住用不動産に抵当権を設定すること」等をいう。

③ 後見監督人がいる場合

成年後見人が被後見人に代わって営業、借入れ、不動産の処分等の「**重要な行為**」（別紙参照）を行おうとする場合には、成年後見監督人の同意を得なければなりません。

④ 本人と利益相反の場合

利益相反の場合は後見監督人がいないときは本人の特別代理人の選定を家庭裁判所に申請する。

9. 後見業務の終了

① 辞任

以下のような正当な事由があり家庭裁判所が許可したときは辞任でき

(1) 法定後見事務を遂行でき得ない遠隔地への住居の移転

- (2) 老齢、疾病、身体障害などで法定後見事務に支障がある場合
- (3) 信託関係の破壊（本人またはその親族との不和）
- (4) その他の事由（法人事務所の移転、目的変更など）

②本人・後見人の死亡

(1) 財産関係書類の引渡し・遺言書は検認後引渡し

(2) 葬儀に関して

葬儀に関しての義務はないが、身寄りがいない場合は市町村長に対応をゆだねることも出来ますが、緊急の場合は、後見人だった者が事務管理として行い費用を相続人等に求償することも考えられます。

任意後見制度

1. 任意後見制度の概要

任意後見制度は本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になったときの後見事務の内容と後見する人（任意後見人といいます）を、自ら事前の契約によって決めておく制度です（公証人が公正証書を作成し、登記されます）。

(1) 自己決定の尊重

(2) 任意後見を委任する人（委任者=本人）が判断能力があること

2. 任意後見制度の流れ

①公正証書による契約書を作成

(1) 公正証書作成の基本手数料⇒1万1,000円

(2) 登記嘱託手数料⇒1,400円

(3) 登記所に納付する印紙代⇒4,000円

②本人の判断能力が不十分になった時に家庭裁判所に申立て

※申立てができる人・・・本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者

③任意後見監督人が選任された時から契約の効力が生じる

④選任された任意後見監督人が任意後見人の仕事を監督

本人が意思表示ができるときは、本人以外の者の請求により任意後見監督人を選任するには、あらかじめ本人の同意が必要。

⑤本人が死亡するなど終了手続をして完了する

3. 任意後見制度の類型

①移行型

委任契約と任意後見契約を締結し、委任契約から任意後見契約への移行は、本人の判断能力が低下した段階で、任意後見受任者の申立てにより、任意後見監督人が選任された時点で移行されることとなります。委任契約としての一つに見守り契約・ホームロイヤー契約がある。

※**見守り契約**とは、任意後見制度が始まるまでの間、支援する人が本人と定期的に電話連絡や自宅訪問などによって、本人の安否や心身の状態および生活の状況などを直接確認することを目的としています。

②即効型

契約と同時に任意後見を開始するもの。判断能力の不十分な状態にある本人でも、法定後見による保護ではなく、任意後見による保護を選択することもできます。

③将来型

契約締結時の時点では受任者に後見事務を委託せず、将来自己の判断能力が低下した時点で、初めて任意後見人による保護を受けようとする契約形態です。契約時点では本人と委任受託者には委任関係はありません。

※任意後見への移行での問題点

任意後見受任者が、本人の事理弁識能力が不十分になっているにもかかわらず、家庭裁判所に上述の請求をしない場合です。

現実には、任意後見契約とともに、任意代理契約やその他の契約なども締結している場合があります。たとえば、次のようなパターンがあり得るところです。

- 1 見守り契約＋任意後見契約 (将来型)
- 2 見守り契約＋任意代理契約＋任意後見契約 (移行型)
- 3 任意代理契約＋任意後見契約 (移行型)

つまり、日頃から、身の回りの世話をしつつ、任意代理人として活動していたところ、その後、本人の事理弁識能力が不十分になってしまったのに、家庭裁判所への請求をせず、そのまま、自由な財産管理を継続させてしまうという問題です。

3. 任意後見人

①任意後見人になれない人

- (1) 未成年者
- (2) 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- (3) 破産者
- (4) 被後見人に対して訴訟をし、又はした者
並びにその配偶者及び直系血族
- (5) 行方の知れない者

②職務の特徴

- (1) 任意後見契約受任者は後見開始後は任意後見人になる
- (2) 契約の代理権の遂行

代理権の内容によって職務は異なる（別紙の例を参照）

(3)同意権・取消権は付与されない
法定後見と大きく異なる点である

(4)職務の報告は任意後見監督人に対して行う

③職務の報酬

任意後見人の報酬は、契約で決めた金額となります。

4. 任意後見監督人

①任意後見監督人の選任

任意後見監督人は家庭裁判所が適任者を選任します。申立ての段階で候補者を立てることもできます。

任意後見監督人選任の申立人は本人，配偶者，四親等内の親族，任意後見受任者です。

②申立てに必要な書類

(1)申立書

(2)申立人の戸籍謄本

(3)本人の戸籍謄本，戸籍附票，成年後見登記事項証明書，診断書

(4)任意後見監督人候補者の身分証明

戸籍謄本，住民票，身分証明書，成年後見登記事項証明書

③任意後見監督人の職務

(1)任意後見人の事務を監督する

(2)任意後見人の事務に関し、家庭裁判所に定期的に報告する

(3)急迫の事情がある場合に、任意後見人の代理権の
範囲内において、必要な処分をする

④利益が相反する行為について本人を代表する

⑤任意後見監督人の報酬

任意後見監督人の報酬は家庭裁判所が決めた額である。即時抗告はできない。

5. 契約変更

①任意後見人受任者、任意後見人の変更

契約当事者の変更ですから、当初の契約の一部変更ではなく、いったん契約を解除し、新たに任意後見契約を締結する必要があります。

もっとも、任意後見監督人が選任され、契約の効力が生じている場合は、本人の判断能力が低下している状態ですから、新たな契約を結ぶことが困難なケースが予想されます。この場合は、法定後見への移行を検討すべきでしょう。

②代理権の範囲を拡大または縮小する変更

縮小は解除後に、新たに任意後見契約を締結する。ただし追加部分だけ、新しい契約を締結することが可能です。

③その他の契約の変更

その他の契約条項変更契約は、契約発効の前であれば公正証書による変更契約で可能であるとされています。一方、契約発効後は、本人の判断能力が低下しているため、任意後見契約の変更は困難が予想されます。

6. 類型変更

補助人・保佐人型では任意後見と法定後見では差がないので、取消権と代理権の追加を必要としたときに任意後見から法定後見に変更する。代理権の追加では後見開始後では本人の判断ができないと思われる。補助型で判断できれば代理権の追加は別途契約が可能。

7. 任意後見の終了

①終了事由

(1)任意後見契約の解約

★任意後見監督人が選任される前

公証人の認証を受けた書面によっていつでも解除できます。

★任意後見監督人が選任された後

任意後見監督人が選任された後は、正当な理由があるときに限り、かつ、家庭裁判所の許可を受けて、解除することができます。

(2)任意後見人の解任

公証人の認証を受けた書面

(3)法定後見の開始

(4)本人・任意後見人の死亡

②終了時の事務

後見業務が終了した場合は、家庭裁判所へ後見業務が終了した報告書を財産目録とともに提出し、相続人やその代理人に対し財産の引き渡しを行い、すべての後見業務を終了します。

8. 任意後見のメリットとデメリット

①メリット

(1)本人の意思で信頼できる方を任意後見人、任意後見監督人に選任することができる。

(2)あらかじめ任意後見契約で要望する事項を定めておくことで、判断能力が減退した場合でも、本人が希望する生活を送ることができる。

(3)死後事務の委任契約を行うこともできます。

②デメリット

(1)任意後見人受任者が同居の親族でないような場合には、本人の判断能力が減退したかどうかの把握が不十分になる可能性がある。

(2) 本人の判断能力が減退したことを知りながら、任意後見監督人の選任申立てを行わない可能性がある。

(3) 任意後見監督人の報酬がかかる。

後見制度のその他

1. 後見人支援団体・法人

① 社会福祉協議会（都道府県と市町村がある）

地域福祉権利擁護制度（日常生活自立支援事業）・・・認知症の高齢者など自己決定能力の低下した者の福祉サービス利用を支援するため、民法の成年後見制度を補完する仕組みとして制度化した。

② 士業による支援団体

同制度導入の際には日弁連、日本司法書士会連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、社団法人日本社会福祉士会の職業後見人関連4団体と最高裁判所家庭局の間で事前協議が数回なされた。このことは職業後見人として司法書士・弁護士・社会福祉士（選任数順）の存在が大きいことを示すことになった。

日本行政書士会連合会は他士業とは異なり、高齢社会における成年後見業務を「業」と考えることはせずに、高齢者・障がい者支援、社会貢献活動の一環と位置づけて活動を進めている。

③ 市民後見人

都道府県や日本成年後見法学会等では、後見人の養成が急務であると考えており東京都では市民後見人の養成講座が開催され、世田谷区でも同様の取り組みが行われる予定であると発表されている。また、一般の市民の中にも第三者後見人の担い手になる動きが広がっている。

2. 後見制度支援信託

① 後見人等による被後見人等財産の着服

年	件数	被害総額
2012年	575件	45億7千万円
2011年	267件	30億9千万円
2010年	111件	11億3千万円

*2012年の加害者

親族	557件
弁護士	11件
司法書士	4件
その他	3件

刑法には親子や同居親族間の窃盗や横領については刑を免除する「親族相盗」の規定があるが、最高裁は08年2月、後見人は公的性格が強く、刑は免除されないとの判断を示した。

②仕組み

- *通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組み。使用する場合は家庭裁判所の許可が必要になる。
- *保佐・補助・任意後見では利用できない。
- *家庭裁判所がこの制度の利用を検討させるときは専門後見人の選出を行うので、親族後見人がいれば、職務の棲み分けをする。

③法的根拠

この後見制度支援信託制度は制度的に根拠法令はなく、家庭裁判所の運用に委ねられた制度であり、後見人の不正使用の対策として「一時的・代替的対策」としているようです。

④問題点

- 多額の金銭を信託することにより、被後見人の身の回りの監護に必要な金銭が消極的になり、高齢者等の身の回りの世話を放置してしまう可能性がある。
- *ペイオフの対象にならない。

3. 本人死亡の事務

①法定後見人制度の場合

法定後見等は被後見人の死亡によって終了します。後見が終了すると、後見人の財産管理権、財産・身上監護に関する法律行為の代理権は消滅し、後見人は、監督機関である家庭裁判所に対して後見終了の報告をし、法務局に対して後見終了の登記を申請し、後見の計算を行います。

こうして、被後見人の財産は相続人へと引き継がれます。

しかし、本人の死亡直後から「遺体の引取り、火葬、埋葬」「葬儀、法要、永代供養」「本人の生前にかかった医療費、入院費、施設費、公共料金の支払い」などの事務が発生します。後見人は被後見人の死亡により後見が終了しているから、通常の業務としてこれらを行うことはできません。

基本的にこれらの業務は相続人が相続財産の中から行うべき仕事となります。しかしながら、後見人が選任されていることから、被後見人は相続人がいない、もしくは疎遠であることが考えられ、死亡直後に発生する事務に対して相続人がただちにこれら事務を行うことができないであろうことが推測されます。

成年後見における死後の事務については、**基本的に相続人が相続財産の中から処理するのが原則です**。しかしながら、相続人が行方不明、音信不通などケースによって様々な対応が必要となってくる場面があります。これらの場合に後見人に権限が与えられるかどうかは、立法の整備を待たざるを得ません。

②任意後見人制度の場合

任意後見契約（任意代理契約も含む）は、ご本人の死亡によってその時点で契約は終了します。しかし、任意後見契約の際に死後の事務処理の委任についても一付随しておけば処理が可能です。

相続人に財産などを引き継ぐまでは、任意後見人がその管理をしなければなりませんし、相続人がいなければ、家庭裁判所に「相続財産管理人」の選任を申し立てる必要があります。

4. 後見契約に於ける医療行為の代諾

医師が医的侵襲を伴う医療行為を行なうには、原則として具体的な医療行為につき患者から同意を得ることが必要で、同意のない医療行為は違法であるとされています。

患者が同意無能力者である場合は、医療侵襲行為は、当人以外の第三者が最終決定を下すしかありません。

①家族の代行権限は認めることができるのか、②後見人等は医は代行権限を有しているか、と問われるが厳密にいうと家族と言え代諾の根拠は明確でない。

しかし、従来では判断能力が低下した者の医療同意は「家族」が行ってきました。一番身近な家族からの同意であれば、「本人ならこう判断したであろう」という推定のもとに行なってきたことであり、それで特に問題はありませんでした。

では、代理権ある第三者による代諾はどうか。家族さえ微妙であるので代諾はできないと言える。任意後見契約における医療行為代諾特約に関する法律案は提案されているが法律化されていないのが現状である。

5. 高齢者の権利擁護その他

①日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

物事の判断能力が不十分な場合（認知症等）に地域の中で生活が送れるように、契約により福祉サービスの利用や日常の金銭管理等を、都道府県社会福祉協議会や指定都市社会福祉協議会（および委託を受けた市町村社会福祉協議会）が主体となって実施している事業です。

②市町村が行う必要に応じた措置

65歳以上の高齢者が、次の状況にある場合、市町村は、(1)養護老人ホーム、(2)特別養護老人ホーム、(3)政令で定める養護受託者に入所及び受託させることができます。

*身体上、精神上、環境上、経済的な理由がある場合で居宅で養護を受けられない場合

*身体上、精神上著しい障害があり、常時介護を必要とし、居宅で介護を受けられない場合

*養護者がいない場合、養護させることが不適當な場合